

桶川市生活保護受給者就労支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護受給者（以下「受給者」という。）のうち、稼働能力を有する受給者に対し、大宮公共職業安定所及び桶川市障害者就労支援センター等（以下「関係機関」という。）と連携して、就労支援及び就労協力等を行うことにより、受給者の自立助長を図るための支援を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、桶川市福祉事務所とする。

(事業の対象者)

第3条 この事業の支援対象者は、次の各号のいずれかに該当する受給者とする。

- (1) 就労意欲がある義務教育を終了した者で、概ね満65歳までの範囲の者
- (2) 就労中の者で、転職希望や増収希望がある者
- (3) 技能修得の意志がある者

(支援対象者の選定手順)

第4条 この事業の支援対象者は、次の各号に掲げる手順に従い選定するものとする。

- (1) 生活保護担当ケースワーカー（以下「ケースワーカー」という。）は前条各号のいずれかに該当する受給者に対してこの事業の説明を行うものとする。
- (2) 生活保護担当査察指導員（以下「査察指導員」は前号を受けて、就労支援対象候補者リスト（様式第1号）を作成する。
- (3) 福祉事務所内で生活保護担当課長、査察指導員、ケースワーカーが参加して、就労支援対象者選定会議を開催し、協議のうえ支援対象

者を選定する。

- (4) 前号により選定された支援対象者に対して、支援対象者に決定したことを桶川市生活保護受給者就労支援決定通知書（様式第2号）により通知し、この事業に参加の同意が得られた場合は同意書（様式第3号）の提出を求めるものとする。

（就労支援の方法）

第5条 この事業の支援内容は次のとおりとする。

- (1) ケースワーカー及び査察指導員（以下「ケースワーカー等」という。）は、支援対象者の希望職種及び希望条件等を基に、就労の方向性について支援をする。
- (2) ケースワーカー等は、関係機関の就労担当者に面接予約を取り、事前に支援対象者の情報提供を行う。
- (3) 関係機関の就労担当者との面接に際しては、ケースワーカー等も支援対象者に同席する。
- (4) ケースワーカー等は、必要に応じて支援対象者の企業面接に同行する。
- (5) ケースワーカー等は、支援対象者に対し、必要に応じて履歴書の作成方法、面接の受け方及び求職先への電話のかけ方等について、指導及び助言を行う。

（求職活動状況の確認）

第6条 福祉事務所長は関係機関に対し、支援対象者の求職活動の状況について、毎月求職活動状況報告書（様式第4号）の提出を求めるものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、生活保護受給者の就労支援に関することは、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

桶川市生活保護受給者就労支援決定通知書

年 月 日

_____様

桶川市福祉事務所長

（公印省略）

あなたが、『桶川市生活保護受給者就労支援事業』の就労支援対象者に決定したので、通知します。

あなたが、この事業の趣旨に賛同し、この事業に参加し、自立に向けて就労等を希望する場合は、桶川市福祉事務所長に対し同意書を提出してください。

桶川市福祉事務所長は、この同意書の提出を受け、この事業の実施要綱に基づき就労支援を実施します。

様式第3号（第4条関係）

同 意 書

桶川市福祉事務所長 様

私は、桶川市生活保護受給者就労支援事業に参加することに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

様式第4号（第6条関係）

求 職 活 動 状 況 報 告 書

年 月 日

桶川市福祉事務所長 様

住 所 _____

関係機関名 _____

支援対象者の求職活動について、下記の通り報告いたします。

記

1 支援対象者氏名

2 対象月 年 月分

月 日	求職先名	住 所	結 果